

平成 29 年度 日本公衆衛生看護学会学術奨励賞「教育・実践部門」の募集について

日本公衆衛生看護学会 表彰委員長 藤原啓子

学術奨励賞「教育・実践部門」は定款第 3 条の目的並びに第 4 条の事業に基づいて、公衆衛生看護の発展と向上に寄与する業績のあった会員のうち、特に優れた実践活動を行う会員や団体を表彰し奨励するものです。所掌委員は日本公衆衛生看護学会表彰委員会となります。

つきましては、日本公衆衛生看護学会表彰規程に則り、学術奨励賞「教育・実践部門」の候補者の推薦をお願い致します。自薦・他薦は問いません。

下記及び参考資料（表彰規程・選考に関わる細則等）をお読みいただき、ご推薦くださいますようお願い致します。

記

1. 応募資格：1）・2）ともに該当する者

- 1) 推薦者・被推薦者・共同実践者はいずれも、一般社団法人日本公衆衛生看護学会の正会員であること（応募に伴う入会も可能ですが、選考決定までに手続きが完了することが必要）
- 2) 選考年度の前年 2 年間の公衆衛生看護に関する教育・実践の業績があった者

2. 応募方法

- 1) 自薦、他薦を問いませんが、共同実践者は被推推薦者と同等の活動を行い、共に表彰されるべき構成員のみとしてください。
- 2) 応募書類：指定の書式に従い、もれなく記載の上、学会事務局まで送付してください。
 - ※ 応募書類は学会ホームページよりダウンロードできます。
 - ※ 応募書類の記入枠を改変することは認めません。評価基準を参考に簡潔に記入してください。
 - ※ 資料として、応募書類に「成果物」「報告書」「パンフレット」「学会発表（抄録及び論文）」等を添えることができますが、A4 サイズ 5 枚程度としてください。
- 3) 応募の手段：郵送または e-mail とします。
- 4) 応募の宛先：一般社団法人日本公衆衛生看護学会 事務局
 - ・ 郵送の場合：〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入西大路町 146 番地
 - ※封筒に「学術奨励賞応募書類在中」と記載してください。
 - ・ E-mail の場合: japhn@nacoss.com

3. 応募期間

平成 29 年 7 月 14 日（金）～8 月 31 日（木）（事務局必着）

4. 選考方法

以下の選考基準及び別途公表する評価指標により、表彰委員会にて受賞候補となる正会員または正会員の属する団体を 2 名（団体）以内で選出します。

- <選考基準> (1) 公衆衛生看護学上の活動の意義 (2) 活動の先見性
(3) 活動の成果 (4) 活動の発展性・将来性
(5) 活動の波及効果

5. その他

- 1) 表彰式は、第 6 回日本公衆衛生看護学会学術集会 2 日目の昼の時間帯に行います。
受賞者には、学術集会ポスター展示および表彰式において受賞活動報告をお願いする予定です。
詳細は決定通知により、お知らせします。
- 2) 選考結果は応募者全員に通知します。

【参考資料】

○ 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 定款（一部抜粋）

（目的）

第3条 本法人は、公衆衛生看護の学術的発展と、研究・教育及び活動の向上と推進をめざし、もって国民の健康増進と社会の安寧に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。なお、事業の実施にあたっては、さまざまな分野の保健師等の共同により推進する。

- （1）学術集会の開催
- （2）学会誌等の発行
- （3）公衆衛生看護学の研究、公衆衛生看護活動及び保健師活動の推進
- （4）その他本法人の目的達成に必要な事業

○ 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 表彰規程（一部抜粋）

（目的）

第1条 本学会は、一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 定款第4条の（3）に基づく事業、並びに第8条に基づいて、公衆衛生看護の発展と向上に寄与する業績のあった会員を選考し、表彰を行う。

（種類）

第2条 本規程による表彰の種類は次のとおりとする。

- （1）日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 優秀論文部門
- （2）日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 教育・実践部門
- （3）その他理事会で特に認めた賞

○ 一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞選考に関わる細則

第4条 各部門の選考基準は以下のとおりとする。

（1）学術奨励賞 優秀論文部門

- 1) 論文の独自性
 - 2) 得られた知見の発展性
 - 3) 論文の一貫性と完成度
 - 4) 論文の公衆衛生看護学及び公衆衛生看護実践への貢献度
- 注※ 論文部門は、学会誌掲載の論文から選考されます。

（2）日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 教育・実践部門

- 1) 公衆衛生看護学上の活動の意義
- 2) 活動の先見性
- 3) 活動の成果
- 4) 活動の発展性・将来性
- 5) 活動の波及効果

注※ 学会HPで、上記5項目の視点の詳細を掲載しています。応募事案をまとめる際、参考にしてください。また、このことを通じ、優れた実践の公衆衛生看護上の意味づけを可視化していく取組につなげます。

【問合せ先】日本公衆衛生看護学会 事務局
TEL: 075-415-3661 FAX: 075-415-3662
E-mail: japhn@nacos.com